

# 令和8年度長野市老人クラブ活動促進事業補助金 交付申請の手引き

## 目次

1	補助対象となる経費について	1ページ
2	補助対象とならない経費について	1ページ
3	補助金の額について	2ページ
4	補助金交付申請額の計算方法等について	3ページ
5	年間スケジュールについて	4ページ
6	交付申請書等の作成方法について	5ページ
7	書類作成時の留意点等について	6ページ
8	その他	6ページ

長野市老人クラブ活動促進事業補助金は、生きがいつくりや健康づくりなどの社会活動を行う市内の単位老人クラブに対して、活動に要する経費の一部を支援する事業です。

この手引きは、補助金の交付申請手続きに関する事項をまとめたものですので、書類作成等の際の参考にご覧ください。

長野市 保健福祉部 高齢者活躍支援課

(電話：026-224-5029)

## 1 補助対象となる経費について

次の活動を行うための経費が補助対象となります。

活動	内容	
清掃美化活動	対象施設等	道路、公園、児童遊園、駅前広場、歩道橋、地域公民館、史跡など
	活動内容	清掃、除草、樹木の手入れ、除雪、空き缶拾い、花壇・フラワーポット等の設置など（ <u>防犯パトロールも対象</u> ）
世代間交流活動	伝承活動	<u>若年層（60歳未満）</u> を対象とした、しめ縄、わらじ、漬物、神楽、獅子舞等の伝承
	交流活動	<u>若年層（60歳未満）</u> とのゲートボール、ソフトバレー、ラジオ体操等のスポーツ、対話集会、餅つき大会、あいさつ運動等の交流
訪問活動	対象者等	独り暮らし高齢者、寝たきり高齢者、母子家庭、父子家庭
	活動内容	食事サービス、話し相手、掃除、除草、除雪、児童の保育等
社会参加促進活動	活動内容	ゲートボール、グラウンド・ゴルフ等のスポーツ振興講習会、研修活動、会報の編集等

## 2 補助対象とならない経費について

補助対象とならない経費は下記（右欄）のようなものです。これらの経費を予算に計上する際は、「補助対象外経費」としてください。

補助対象となる経費	補助対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に必要な感染症対策用品の購入費</li> <li>・清掃美化活動の日当、謝礼 （1人あたり500円程度）</li> <li>・役員の手当 （1人あたり1,000円程度）</li> <li>・手作りマスクや雑巾などの材料費</li> <li>・訪問活動、ボランティア活動時の茶菓 （1人あたり200円程度）</li> <li>・活動時の交通費（車代）</li> <li>・活動に必要な文具、事務用品代</li> <li>・クラブ内のスポーツや教養サークルの活動費</li> <li>・活動に必要な物品の購入、借料 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策用品の会員への配布</li> <li>・市老連負担金</li> <li>・他団体、地区行事等への負担金</li> <li>・祝金品、見舞金品、香典等</li> <li>・その他、個人への金品</li> <li>・訪問活動等の手土産（左欄以外）</li> <li>・親睦（慰安）旅行、忘年会、花見会など単なる親睦や娯楽事業の経費</li> <li>・神社、慈善団体、施設等への寄付 など</li> </ul>

### 3 補助金の額について

下記の表の区分に応じた「会員割額」と「社会活動割額」の合計が補助金の額となります。

#### (1) 会員割額（4月1日現在の会員数）

会員数	金額	会員数	金額
29人以下	18,400円	70人以上99人以下	49,500円
30人以上39人以下	32,000円	100人以上149人以下	53,300円
40人以上49人以下	38,900円	150人以上	57,400円
50人以上69人以下	46,400円		

#### (2) 社会活動割額

下記の①から④までの表の額を合算した金額となります。ただし、30,000円が上限となります。

①清掃美化活動の実施日数と世代間交流活動（伝承活動及び交流活動）の実施日数を合計した日数に応じた額

日数	1～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～
金額	3,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	11,000円	12,000円

②清掃美化活動の参加人数と世代間交流活動の参加人数を合計した延べ人数に応じた額

人数	1～49	50～99	100～199	200～299	300～399	400～
金額	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円

③訪問活動の実施日数に応じた額

日数	1～11	12～19	20～49	50～79	80～149	150～
金額	1,000円	3,000円	5,000円	8,000円	9,000円	10,000円

④長野市老人クラブ連合会の実施する社会活動へ参加したクラブについて、その会員数に応じた額（※市老連加入クラブが対象）

会員数	1～24	25～49	50～69	70～99	100～149	150～
金額	6,000円	7,000円	8,000円	11,000円	13,000円	15,000円

#### 4 補助金交付申請額の計算方法等について

下記の内容は、交付申請書類とともに送付した、記入例4の「老人クラブ登録票」と記入例2の「事業計画書」をもとにした計算例ですので、補助金交付申請額を算出する際の参考にしてください。

##### ○会員割額

	計 算 例		計 算 欄	
	会員数	金額	会員数	金額
会員数 ※老人クラブ登録票【提出用4】に記入した会員数	85人	49,500円	人	円

##### ○社会活動割額（上限30,000円）

	日数・人数	金額	日数・人数	金額
①清掃美化活動と世代間交流活動の実施日数 ※事業計画書【提出用2】に記入した予定日数	29日	11,000円	日	円
②清掃美化活動と世代間交流活動の延べ参加人数 ※事業計画書【提出用2】に記入した参加人員	545人	7,000円	人	円
③訪問活動の実施日数 ※事業計画書【提出用2】に記入した訪問予定	46日	5,000円	日	円
④市老連が実施する社会活動へ参加した会員数 ※市老連加入クラブが対象	85人	11,000円	人	円
合 計	—	34,000円	—	円

注) 合計は34,000円ですが、上限額を超えるため、社会活動割額は30,000円となります。

##### ○補助金交付申請額

・ 会員割額	49,500円	円
・ 社会活動割額	30,000円	円
・ 補助金交付申請額 (会員割額＋社会活動割額)	79,500円	円

○交付申請の際に補助金交付申請額を記入いただく書類  
 (補助金交付申請書【提出用1】及び歳入歳出予算書【提出用3】)

様式第1号 (第4関係) 提出用 1

長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付申請書

長野市長 令和 年 月 日

実施団体名 **緑町長寿会**

代表者住所 **長野市大字鶴賀緑町1613**

代表者氏名 **会長 長野 太郎**

連絡先(電話) **224-5029**

令和8年度に於いて、長野市老人クラブ活動促進事業を下記のとおり実施したいので、補助金 **79,500** 円を交付してください。

記

1 補助事業の目的  
 生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、  
 老後の生活を豊かなものとし、明るい長寿社会を目指す。

令和8年度 老人クラブ歳入歳出予算書 提出用 3

老人クラブ名 **緑町長寿会**

歳入	金額(円)	摘要
1 会費	85,000	年間 1,000 円 × 85 人 = 85,000 円
2 補助金	79,500	老人クラブ活動促進事業補助金 79,500 円
3 助成金	10,000	区からの助成 10,000 円
4 寄付金	10,000	A社から
5 事業収入	8,500	廃品回収事業収入
6 雑収入	120	預金利息
7 前年度繰越金	8,500	
8 その他	74,500	前年度老人クラブ活動促進事業補助金
* 合計	276,120	

\*公選変更前等は、「3 助成金」欄に記載してください。

○ご留意いただきたい点

今年度は、6月に提出いただく交付申請書等にもとづき、8月に補助金(会員割額及び社会活動割額)を交付(概算払)させていただく予定ですが、**事業完了後、単位老人クラブから提出いただく実績報告書等により、補助対象経費が交付済の補助額を下回る場合は、その差額を返還いただくこととなりますので、ご留意ください。**

## 5 年間スケジュールについて

この補助金に係る大まかな年間スケジュールは次のとおりです。実績報告書等の提出などについては、改めてご案内いたします。

月	単位老人クラブ	市
4月		
5月		・交付申請書等の作成依頼
6月	・交付申請書等の提出	
7月		
8月		・交付決定通知書の送付 ・補助金(会員割額及び社会活動割額)の交付(概算払)
～	～ ～ ～ ～ ～	～ ～ ～ ～ ～
3月		・実績報告書等の提出依頼
4月	・実績報告書等の提出(上旬)	
5月	・補助金の返還(該当クラブのみ)	・確定通知書の送付 ・補助金の追加交付(交付済額と確定額に差額が生じた場合) ・補助金の返還通知(該当クラブのみ)

## 6 交付申請書等の作成方法について

### (1) 提出いただく書類

- ①長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付申請書 【提出用1】
  - ②令和8年度老人クラブ事業計画書 【提出用2】
  - ③令和8年度老人クラブ歳入歳出予算書 【提出用3】
  - ④令和8年度老人クラブ登録票 【提出用4】
- ※添付書類：口座番号・口座名義人が確認できる通帳のコピー
- ⑤長野市老人クラブ活動促進事業補助金概算払請求書 【提出用5】
  - ⑥老人クラブ会員名簿 ※市老連に未加入のクラブのみ

### (2) 書類ごとの留意点等

書類	留意点等
①長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付申請書 【提出用1】	(1)別添「記入例1」を参照ください。
②令和8年度老人クラブ事業計画書 【提出用2】	(1)別添「記入例2」を参照ください。 (2)事業内容の欄には、清掃美化活動、世代間交流活動、訪問活動のほか、総会の開催等、月ごとの主だった活動を記入してください。 (3)清掃美化・世代間交流活動の予定日数、参加人員、また、訪問活動の訪問予定は、月ごとの予定を延べ数で記入してください。 (例：4月に清掃美化活動を2回計画し、1回あたり15人の参加が見込まれる場合は、予定日数の欄に2日、参加人員の欄に30人と記入してください)
③令和8年度老人クラブ歳入歳出予算書 【提出用3】	(1)「記入例3」を参照ください。 (2)歳入の「2補助金」の金額は、4月1日現在の会員数及び②令和8年度老人クラブ事業計画書に記入した予定日数、参加人員、訪問予定の各合計にもとづき、手引き2ページ及び3ページを参考に計算してください。 (3)歳出の「補助対象経費」は、手引き1ページを参考に補助対象となる活動を行う際の経費を費目ごとに記入してください。 (4)歳出の「補助対象外経費」は、上記(3)以外の活動を行う際の経費を記入してください。

④令和8年度老人クラブ登録票 【提出用4】	(1)「記入例4」を参照ください。 (2)補助金振込先登録票は、ゆうちょ銀行以外の金融機関とゆうちょ銀行で記入する欄が異なりますので、ご注意ください。
⑤長野市老人クラブ活動促進事業補助金概算払請求書 【提出用5】	(1)「記入例5」を参照ください。
⑥老人クラブ会員名簿（市老連に未加入のクラブのみ）	(1)市老連に未加入のクラブのみ提出してください。

## 7 書類作成時の留意点等について

- ・黒のボールペンで記入してください。（鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください）
- ・印刷済みの情報（老人クラブ名、代表者氏名など）に誤りがある場合や、間違えた部分を修正する場合は、修正箇所に二重線を引き、訂正印を押してください。
- ・訂正印は、会長の「姓印」を使用してください。
- ・修正液や修正テープは使用しないでください。
- ・提出いただく各書類（様式）は、今回送付したものをお使いください。（過去の様式やデータは使用しないでください）
- ・各書類（様式）のデータは、長野市公式ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

◇長野市公式ホームページ (<https://www.city.nagano.nagano.jp>)

トップページ（ホーム） > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 >

老人クラブ > 老人クラブ活動推進事業補助金の交付申請手続き



- ・電子メールによる提出も可能です。

◇送信先電子メールアドレス（高齢者活躍支援課） [kourei@city.nagano.lg.jp](mailto:kourei@city.nagano.lg.jp)

電子メールで提出される場合は、「添付書類」を含めたすべての書類を送信してください。  
また、受信確認のため、メール送信後、高齢者活躍支援課へ電話連絡をお願いします。

（電話：026-224-5029）

メールの誤送信には十分ご注意ください。

## 8 その他

- ・代表者や補助金振込先口座が変更になった場合は、高齢者活躍支援課へ連絡をお願いします。（電話：026-224-5029）
- ・この補助金に関する帳簿及び証拠書類（活動記録簿、出納簿、補助金提出書類等）は、事業完了後5年間保管いただくようお願いします。